

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次に掲げるもののうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項でないものを、電波法の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成の期限      2 呼出符号      3 運用許容時間      4 空中線電力      5 無線設備の設置場所

A-2 無線局の免許人は、その住所を変更したときは、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1箇月以内に、旧住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
- 2 10日以内に、新住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にその旨を届け出なければならない。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 免許状を訂正し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A-3 無線局の免許人が、その無線局についてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのは、どの場合か、電波法の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の運用を1箇月以上休止しようとするとき。
- 2 その無線局の受信設備の全部を変更しようとするとき。
- 3 非常通信を行おうとするとき。
- 4 無線局の運用の停止の処分を受けた後、運用を再開しようとするとき。
- 5 通信事項を変更しようとするとき。

A-4 次の記述は、変更検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 第17条第1項の規定により □ A □ の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、□ B □ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その □ C □ を省略することができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	許可に係る無線設備を運用	一部
2 無線設備の設置場所	電波を発射	全部
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	許可に係る無線設備を運用	全部
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	電波を発射	一部

A-5 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- 2 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- 3 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- 4 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- 5 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A-6 次の記述は、空中線等の保安施設に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には□Aを、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、□B周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| A           | B              |
| 1 避雷器       | 2 6.175MHz以下の  |
| 2 避雷器       | 3 0MHzを超える     |
| 3 避雷器又は接地装置 | 2 6.175MHzを超える |
| 4 避雷器又は接地装置 | 3 0MHz以下の      |

A-7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局（散乱波によって通信を行うものを除く。）の発射電波に許容される占有周波数帯幅の値を、無線設備規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき数値の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波の型式	A1A	A2A、A2B、A2D	J3E	F1B、F1D	F2A、F2B、F2D
占有周波数帯幅の許容値	□A kHz	2.5kHz	□B kHz	□C kHz	3kHz

- |        |     |     |
|--------|-----|-----|
| A      | B   | C   |
| 1 1    | 6   | 3   |
| 2 0.5  | 3   | 2   |
| 3 0.5  | 2   | 1.5 |
| 4 0.25 | 1.5 | 1   |
| 5 0.25 | 0.5 | 0.5 |

A-8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件に関する無線設備規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り□Aの変化によって□Bのものでなければならない。  
 ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り□Cの変化によって□Dのものでなければならない。

- |               |               |             |               |
|---------------|---------------|-------------|---------------|
| A             | B             | C           | D             |
| 1 電源電圧又は負荷    | 発振周波数に影響を与えない | 外囲の温度若しくは湿度 | 影響を受けない       |
| 2 電源電圧又は負荷    | 影響を受けない       | 外囲の温度若しくは湿度 | 発振周波数に影響を与えない |
| 3 外囲の温度若しくは湿度 | 発振周波数に影響を与えない | 電源電圧又は負荷    | 影響を受けない       |
| 4 外囲の温度若しくは湿度 | 影響を受けない       | 電源電圧又は負荷    | 発振周波数に影響を与えない |

A-9 次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 相手局の呼出符号 □A  
 ② DE 1回  
 ③ 自局の呼出符号 □B  
 ④ K 1回

- |            |      |
|------------|------|
| A          | B    |
| 1 それぞれ3回以下 | 3回   |
| 2 それぞれ3回以下 | 2回以下 |
| 3 それぞれ2回以下 | 3回以下 |
| 4 それぞれ2回以下 | 1回   |
| 5 それぞれ1回   | 1回   |

A-10 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は□Aの範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。  
 (1) 避難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、□B、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状(以下「免許状等」という。)に記載されたところによらなければならない。ただし、避難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、避難通信については、この限りでない。  
 (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。  
 (2) 通信を行うため□Cのものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ □Dに違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	最適	①、②、③の(2)又は④の規定
2 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	必要最小	①、②、③の(1)又は④の規定
3 通信事項	無線設備	必要最小	①、②、③又は④の規定
4 通信事項	無線設備の設置場所	最適	①、②、③の(1)又は④の規定

A-11 無線局は、モールス無線電信の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、電波を発射する前にどうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかななければならない。
- 発射しようとする電波の空中線電力が最も適当な値となるように送信機の出力を調整しなければならない。
- 発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかななければならない。
- 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において他の無線局が重要な通信を行っていないことを確かめなければならない。

A-12 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、□Aを利用することができないか又はこれを利用することが□Bであるときに人命の救助、□C、交通通信の確保又は□Dのために行われる無線通信をいう。

A	B	C	D
1 有線通信	著しく困難	災害の救援	秩序の維持
2 有線通信	困難	財貨の保全	電力の供給の確保
3 電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全	秩序の維持
4 電気通信業務の通信	困難	災害の救援	電力の供給の確保

A-13 次の記述は、時計及び業務書類の備付けについて、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、正確な時計及び□A、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの□Bの備付けを省略することができる。

A	B
1 無線局保守管理簿	一部
2 無線局保守管理簿	全部又は一部
3 無線検査簿	一部
4 無線検査簿	全部又は一部

A-14 次の記述は、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を臨時に検査させることができる場合について述べたものである。電波法の規定に照らし [ ] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、[ ] 内の同じ記号は、同じ字句を示す。

- ① 無線局の発射する [ A ] が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に [ B ] とき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する [ A ] が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③ 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- ④ [ C ] の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	運用許容時間、周波数又は空中線電力を制限した	電波法
2 電波の型式及び周波数	電波の発射の停止を命じた	電波法又は放送法
3 電波の質	運用許容時間、周波数又は空中線電力を制限した	電波法又は放送法
4 電波の質	電波の発射の停止を命じた	電波法

A-15 次の記述は、無線局の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。[ ] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて [ A ] の停止を命じ、若しくは第27条の1第81項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて [ B ] を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
  - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き [ C ] 以上休止したとき。
  - (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
  - (3) 不正な手段により通信の相手方、無線設備の設置場所等の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
  - (4) 不正な手段により電波の型式、周波数等の指定の変更を行わせたとき。
  - (5) ①の規定による命令又は制限に従わないとき。
  - (6) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から [ D ] を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C	D
1 無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	1年	3年
2 無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月	2年
3 電波の発射	周波数若しくは空中線電力	6箇月	3年
4 電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年	2年

A-16 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について、電波法の規定に沿って述べたものである。[ ] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は [ A ] 以内の期間を定めてその [ B ] することができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 不正な手段により免許を受けたとき。
- (3) [ C ] に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 6箇月	操作の範囲を制限	著しく心身
2 6箇月	業務に従事することを停止	身体
3 3箇月	操作の範囲を制限	身体
4 3箇月	業務に従事することを停止	著しく心身

A-17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 19,995kHz～20,000kHz
- 2 20,010kHz～21,000kHz
- 3 21,000kHz～21,450kHz
- 4 21,450kHz～21,850kHz
- 5 21,850kHz～21,924kHz

A-18 次の記述は、「標準周波数報時業務」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。  
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

「標準周波数報時業務」とは、□A□のため、公表された高い精度の□B□周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う□C□その他の目的のための無線通信業務をいう。

A	B	C
1 周波数の校正	特性	科学、産業
2 周波数の校正	基準	学術、産業
3 無線測位	特定	学術、産業
4 一般的受信	特性	科学、技術
5 一般的受信	特定	科学、技術

A-19 次の記述は、混信について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、□A□、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な□B□で輻射する。
- ③ 混信を避けるために
  - (1) 送信局の位置及び□C□可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
  - (2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□C□可能な場合には、□D□のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C	D
1 暗語又は略語による伝送	最小限の電力	技術的に	指向性
2 暗語又は略語による伝送	十分な電力	業務の性質上	無指向性
3 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	最小限の電力	業務の性質上	指向性
4 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送	十分な電力	技術的に	無指向性

A-20 次の記述は、許可書について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ことができない。ただし、この規則に定める例外の場合を除く。
- ② 許可書を有する者は、□B□に従い、□C□を守ることが要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A	B	C
1 設置し、又は運用する	憲章及び条約の関連規定	電気通信の秘密
2 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
3 運用する	憲章及び条約の関連規定	無線通信の規律
4 運用する	その属する国の法令	電気通信の秘密

B-1 次の記述は、電波法に定める定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 「電波」とは、□ア以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、□イを送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための□ウをいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、□エのみを目的とするものを含まない。
- ⑥ 「無線従事者」とは、無線設備の□オを行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

- |             |            |         |      |       |
|-------------|------------|---------|------|-------|
| 1 300万メガヘルツ | 2 操作又はその監督 | 3 電気の設備 | 4 中継 | 5 操作  |
| 6 30万ギガヘルツ  | 7 音声その他の音響 | 8 通信設備  | 9 音声 | 10 受信 |

B-2 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次に適合するものでなければならない。
  - (1) 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
  - (2) □アであること。
  - (3) 十分な□イが得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。
  - (1) 主輻射方向及び副輻射方向
  - (2) □ウの主輻射の角度の幅
  - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を□エのもの
  - (4) □オよりの輻射

- |         |        |       |       |        |
|---------|--------|-------|-------|--------|
| 1 調整が容易 | 2 放射効率 | 3 給電線 | 4 接地線 | 5 乱す   |
| 6 整合が十分 | 7 指向特性 | 8 水平面 | 9 垂直面 | 10 妨げる |

B-3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ア相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第16条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその□イを漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ □ウがその□エに関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、□オに処する。

- |                       |                 |       |      |         |
|-----------------------|-----------------|-------|------|---------|
| 1 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 2 不特定の          | 3 特定の | 4 業務 | 5 無線従事者 |
| 6 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 | 7 無線通信の業務に従事する者 | 8 内容  | 9 通信 |         |
| 10 存在若しくは内容           |                 |       |      |         |

B-4 次に掲げるもののうち、無線従事者規則の規定に照らし、免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が無線設備の操作に引き続き10年間従事しなかったとき。
- イ 無線従事者がその免許取得後、5年を経過したとき。
- ウ 無線従事者が免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- エ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
- オ 無線従事者が免許の取消しの処分を受けたとき。

B-5 次の記述は、アマチュア業務について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の □ア□ の資格を検証するために必要と認める措置をとる。
- ② アマチュア局の最大電力は、□イ□ が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の □ウ□ 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ④ アマチュア局は、その伝送中 □エ□ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ⑤ 主管庁は、□オ□ にアマチュア局が準備できるよう、また、通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

- |       |         |         |               |             |
|-------|---------|---------|---------------|-------------|
| 1 技術上 | 2 すべての  | 3 災害救助時 | 4 30分ごとを標準とした | 5 運用上及び技術上  |
| 6 緊急時 | 7 関係主管庁 | 8 短い間隔で | 9 技術特性に関する    | 10 国際電気通信連合 |

平成18年12月期

第一級アマチュア無線技士「法規」合格基準及び正答

1 試験問題 HY812 (25問 2時間)

2 合格基準

満点及び合格点 満点125点 合格点 87点

配点内訳 A問題 20問 100点 (1問5点)

B問題 5問 25点 (1問5点、ただし、小設問各1点)

3 正答

A問題 (配点各5点)

問題	正答	問題	正答
A-1	5	A-11	4
A-2	3	A-12	1
A-3	5	A-13	4
A-4	1	A-14	4
A-5	5	A-15	2
A-6	3	A-16	4
A-7	2	A-17	3
A-8	1	A-18	5
A-9	3	A-19	3
A-10	2	A-20	1

B問題 (配点各1点)

問題	正答	問題	正答
B-1	ア	B-4	ア
	イ		イ
	ウ		ウ
	エ		エ
	オ		オ
B-2	ア	B-5	ア
	イ		イ
	ウ		ウ
	エ		エ
	オ		オ
B-3	ア		
	イ		
	ウ		
	エ		
	オ		